

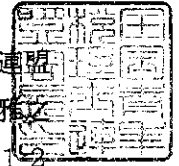


平成 23 年 11 月 14 日

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿



全国青年税理士連盟
会長 市木 雅之



東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401号
電話 03-3354-4162

国税通則法改正法案に対する反対意見表明書（要望書）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、政府は、平成 23 年度税制改正法案の積み残しとして継続審議をしていた「納税者権利憲章の制定等国税通則法の抜本改正」について、現在開会中の第 179 回国会において第 3 次補正予算関連法案と併せて、納税者権利憲章の制定等、納税者の権利を強化する改正を見送り、逆に納税者に対する義務を強化する方向での国税通則法「改正」法案を、平成 23 年 10 月 28 日に提出しました。

当連盟は、平成 22 年 12 月発表の平成 23 年度税制改正大綱及び平成 23 年 1 月に国会に提出された所得税法等の一部を改正する法律案を検討のうえ、既に、貴会に対し「平成 24 年度税制改正に関する要望書」を提出し、その要望書において、国税通則法の改正については、理由附記の実施や更正の請求期間の延長など、部分的には良い方向での改正もあるが、全体として納税者主権を基礎とする納税環境整備の考え方とは相反する内容となっているため、見直しの必要性がある旨を訴えておりました。

ところが今回の改正法案は、納税者権利憲章の制定や法律名称・目的規定の改正、事前通知条項等を削除し、反対に税務調査における帳簿書類等の物件の提示・提出や、提出された物件の領置規定等、納税者の義務を強化する条項は残すとするなど、課税庁にとって都合の良い納税者の義務を強化する条項だけを明文化したものとなっております。これは当初案からも、一層、納税者主権の確立の観点から後退した「改悪」法案であります。

この改正法案は、政府に対する国民の期待と信頼を反故にするものであり、廃案にすべきです。よって、当連盟は、納税者主権の確立の観点から、ここに改めて納税者権利憲章の制定を強く求めるとともに、今回の改正法案に対し「断固反対」の意見を表明します。
貴会におかれましても、税理士会に与えられた建議権を活用し、納税者主権の確立のための国税通則法改正となるよう建議されることを要望します。

*別添資料 (別紙) 国税通則法改正法案の各項目に対する当連盟の意見

(別紙)

国税通則法改正法案の各項目に対する当連盟の意見

項目	内容	当初案	今回の提出案	当連盟の意見	
1. 税務調査手続	・税務調査の質問検査権	・質問・検査の他に帳簿書類等の物件の提示・提出を求めることができる。	同左 (法 74 の 2～74 の 6)	提示・提出を求めることができることとする規定を創設すべきではない。	
	・税務調査における提出物件の留置き	・調査において提出された物件を留置くことができる。	同左 (法 74 の 7)	留置規定を創設すべきではない。	
	・税務調査の事前通知	・調査前に事前通知を行う。	同左 (法 74 の 9)	同左 見送り	調査の理由も併せて通知することとすべきである。
		・「書面による」事前通知を行う。	・「書面による」事前通知を行う。	同左 (法 74 の 10)	調査開始日までに文書により交付するのは当然である。
	・税務調査の終了通知	・更正・決定等すべきと認められない場合にはその旨を文書により交付する。	・更正・決定等すべきと認められる場合には事前通知を行わない。	同左 (法 74 の 11①)	「任意調査」においては、例外なく事前通知を行うこととすべきである。
・修正申告の勧奨	・更正・決定すべきと認められる場合には調査結果等を文書により交付する。	・調査終了通知後においても調査できる。	同左 (法 74 の 11⑥)	反面調査を法定化するものであり創設すべきではない。	
2. 更正の請求期間の延長	・修正申告の勧奨	・更正決定等すべきと認める場合には、修正申告を勧奨することができる。	同左 (法 74 の 11③)	現行においても是認通知書の交付は行われており、何ら納税者の権利利益の拡大とはならない。	
	・更正の請求期間の延長	・5年(現行1年)に延長する。	同左 (法 23①)	調査結果等を文書により交付するのは当然である。	
	・増額更正の期間制限の延長	・課税庁がする増額更正の期間制限を5年(現行3年)に延長する。	同左 (法 70①)	再調査規定を創設すべきではない。	

(別紙)

	・内容虚偽の場合の処罰規定	・偽りの記載をした更正請求書を提出した者に対する処罰規定を設ける。	同左 (法 127 一)	納税者の当然の権利である更正の請求制度の趣旨に反するため、創設すべきではない。
3. 理由附記等	・処分の理由附記	・全ての処分について、原則理由附記を実施する。	同左 (法 74 の 14)	行政庁が行う処分につき、その理由を示すのは当然である。
	・白色申告者に対する記帳・帳簿等保存義務の拡大	・所得 300 万円以下の白色申告者について記帳義務・帳簿保存義務を課した上で理由附記を実施する。	同左 (所法 231 の 2)	処分に対する理由附記と記帳義務とは本来別個の問題であり、これをセットとする必要はない。
4. 納税者権利憲章の策定等	・国税通則法の題名変更	・題名を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。	見送り	法律の名称中に「義務」の文言を入れる必要はない。
	・国税通則法の目的規定の明確化	・法律第 1 条（目的）について、国税に関する国民の権利利益の保護を図る趣旨を明確化する。	見送り	国税通則法の目的規定に「国民の権利利益の保護を図る」という文言を入れるべきである。
	・納税者権利憲章の作成及び公表	・国税庁長官は、一連の税務手続に関する事項について簡潔に記載した文書（納税者権利憲章）を作成し、公表する。	見送り	納税者権利憲章について、その内容を再検討のうえ、早期に策定すべきである。

※ 平成 23 年 10 月 28 日国会提出「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中修正」より